

内閣総理大臣施政方針演説に対する代表質問

[議事録 1/4]

はじめに、若年者雇用問題等

- ・現内閣の金融・財政政策の今後の展望とこれまでの構造改革の評価
- ・社会保障制度の支え手でもある若年者雇用の今後の在り方
- ・生存権保障を規定した現行憲法に対する基本的考え方

○吉川沙織君

民主党の吉川沙織です。

私は、当選以来、国会質疑や議員立法を通じて一貫して取り組んでまいりました、雇用、地方行財政、消防防災を中心に、会派を代表して、総理並びに関係大臣に対し、質問いたします。

一匹の妖怪が日本を徘徊している、アベノミクスという妖怪が。果たしてその実態はいかなるものでしょうか。

アベノミクスは、日本経済の復活につながる新たな経済学なのでしょうか、それとも、円安誘導のための金融緩和と公共事業ばらまきのよみがえりでしょうか。

はたまた、かつてのバブル経済という悪夢の再来となるのでしょうか。アベノミクスによって、我が国財政の健全化どころか、国民全員が財政の崖を真っ逆さまでは元も子もありません。

アベノミクスとはどのような経済政策なのか、これにより日本経済社会はどうなるのか、また、財政健全化に悪影響はないのか、その基本的考え方と将来展望を総理に伺います。

バブル経済の崩壊後、1990年代以降の長期的な経済停滞と成長期待の終えん、それを受けた様々な構造改革こそ、現在の雇用問題の根源です。そして、その後の世界同時不況を受け、我が国の雇用環境は急速



に悪化し、国民は人間らしい仕事に従事できない、そんな状況に追い込まれてしまいました。

1944 年の ILO 宣言では、労働は商品ではないとされています。しかしながら、一連の新自由主義に基づく各種構造改革によって、労働も商品の一つのように取り扱われました。これに不況が重なり、国民は劣悪な雇用環境にさらされるとともに、日本社会に多くの不合理な格差がもたらされました。



総理及び厚生労働大臣は、これまでの構造改革をどう評価されているのか、また、現在の雇用情勢をどのように受け止めておられるのか、伺います。

さらに、アベノミクスは、果たして雇用拡大につながるのか、単なる一部富裕層の消費と資産拡大、あるいは大部分の国民生活を疲弊させる物価上昇につながるだけで、社会に蔓延する不合理な格差の解消につながらないのではないか、併せて総理に伺います。

規制改革一辺倒の小泉構造改革によって、雇用制度を始め労働環境は粉々に破壊されました。そして、当時のブレーンが、安倍政権を支えるべく政府関係会議に復活しています。

総理は、小泉・安倍政権での政策を更に推し進めるのでしょうか。これから日本の雇用制度、労働環

境をどうなさるつもりなのでしょうか、総理の基本的見解をお尋ねします。

特に、雇用労働問題は、20 代から 30 代の若年層に凝縮して現れています。私自身、当時の政府の経済政策の失敗から、多くの企業が採用の門戸を大幅に狭める中、15 年前、就職氷河期真っただ中に就職活動をしました。しかし、当時、これが構造的問題にもかかわらず、政治から置き去りにされてしまいました。その結果、同世代の多くが非正規という働き方を余儀なくされ、さらに、職業能力向上の機会に恵まれないまま、現在、30 代半ばを迎えてます。

若い世代が不安定な雇用にとどめ置かれているこんな現状は、社会保障制度持続性の観点からも大きな問題であり、日本の社会経済に甚大な悪影響を及ぼす端緒が顕在化しています。そこで、新卒者のみならず、前回の就職氷河期に当時の政権が政治の光を当てなかつた 35 歳以上を中心とした施策が不可欠です。さきの補正予算で 35 歳未満を対象とする基金事業は追加されたようですが、35 歳以上の対策が手薄にな

っている感は否めません。厚生労働大臣はどのような抜本的施策を考えておられるのか、お伺いします。

雇用対策は喫緊の課題であり、対策を検討する場合、地域の視点が極めて重要です。地域の様々な特性に応じて雇用問題は異なっているからです。各地域が実施している雇用対策は多様であり、国レベルの一律的なものより、地域の実情を反映した施策が望ましいのです。総理及び厚生労働大臣としては、今後、地域の雇用対策にどう取り組んでいくのか、地域の視点も生かした雇用対策をどう考えておられるのか、お伺いします。



国民は人間破壊とまで言われる雇用環境に置かれており、勤労の権利を定める憲法第27条や労働基本権を定める憲法第28条はないがしろにされています。これら国民が人間らしく働き生きる権利が脅かされ、憲法の保障する生存権は危機的状況にあります。その中で、総理は、これら生存権保障を含む日本国憲法の改正の検討を進める考え方を示しておられます。

また、一方、現行憲法第99条は、閣僚などの憲法遵守義務を定めています。閣僚は、内心の自由を持ちつつも、公務に当たっては現行憲法を遵守する必要があります。ところが、報道では特に取り上げられておりませんが、総務大臣は、1月11日の閣議後記者会見の発言で、「シンプルに言うと、主権というのは国家にあると思っています」と話しておられます。その後、先日の総務委員会において、大臣の主権に対する考え方について水を向けられ、国民に主権がある、国と国との関係においては国家主権というものが存在すると過日の発言を取り繕っておられます。

しかし、このシンプルに発した言葉こそが本音なのではないでしょうか。主権が国民にあるというのは当然のことわりです。現行憲法を踏まえて公務に従事される以上、憲法遵守義務についていさかの疑惑を持たれることがあつてはなりません。内閣の長たる総理の見解を伺います。

続きの議事録(2/4)は、[こちら](#)です。